

報道資料

令和5年12月28日

担当：福祉部障がい福祉課
（担当者：浦、岡田）
電話：0742-34-4593（直通）
（内線2790）

指定障害福祉サービス等事業者の指定取消処分について

奈良市は、一般社団法人ずいおうに対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項第3号、第4号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、奈良市移動支援事業実施要綱（平成26年奈良市告示第194号）第18条第1号の規定に基づき、下記のとおり事業者の指定取消処分を行いますので、お知らせします。

記

1. 対象事業者

- (1) 法人名 一般社団法人ずいおう
- (2) 代表者 代表理事 芝原 賢
- (3) 所在地 奈良県奈良市南京終町四丁目337番地1

2. 対象事業所

- (1) 一般社団法人ずいおう
 - ・所在地 奈良市南京終町四丁目337番地1
 - ・サービス種別 共同生活援助
 - ・指定年月日 平成28年2月16日
 - ・事業所番号 2920100282
- (2) 多機能事業所もとみ
 - ・所在地 奈良市南肘塚町45番地3
 - ・サービス種別 生活介護、就労継続支援B型
 - ・指定年月日 平成27年5月1日
 - ・事業所番号 2910102363

(3) 訪問介護いろは

- ・所在地 奈良市南京終町四丁目337番地1
- ・サービス種別 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護
- ・指定年月日 平成27年5月1日
- ・事業所番号 2910102363

(4) 訪問介護いろは

- ・所在地 奈良市南京終町四丁目337番地1
- ・サービス種別 移動支援（地域生活支援事業）
- ・指定年月日 平成27年5月1日
- ・事業所番号 2960112098

3. 処分決定日

令和5年12月22日

4. 指定取消年月日

令和6年4月1日

5. 指定取消の理由

次のⅠからⅢの事業所について、障害者総合支援法第50条第1項第3号、第4号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号に該当する事実が確認されたため。また、Ⅳの事業所について、奈良市移動支援事業実施要綱第18条第1号に該当したため。

Ⅰ. 一般社団法人ずいおう（共同生活援助）

(1) 人員基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号）

- ① 少なくとも平成30年5月から平成31年2月までの間、生活支援員が適正に配置されていなかった。
- ② 令和2年12月1日から令和4年3月31日までの間、サービス管理責任者の要件を満たさない者をサービス管理責任者として配置していた。

(2) 運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）

- ① 少なくとも平成30年3月1日から平成31年2月までの間、サービス管理責任者が行うべき業務（個別支援計画の作成に係る業務等）をサービス管理責任者以外の者が行っていた。
- ② 令和2年12月1日から令和4年3月31日までの間、サービス管理責任者が行うべき業務（個別支援計画の作成に係る業務等）をサービス管理責任者の要件を満たさない

者が行っていた。

- ③ 利用者1名につき、少なくとも平成29年10月31日以降、個別支援計画を作成していなかった。
- ④ 令和2年12月1日から令和4年3月31日までの間、配置要件を満たしたサービス管理責任者によって作成された個別支援計画が存在しなかった。
- ⑤ 管理者が従業者及び業務の一元的な管理や必要な指揮命令を行っていなかった。

(3) 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）

- ① 少なくとも平成30年5月から平成31年2月までの間、生活支援員に係る人員基準を満たしていないにもかかわらず、サービス提供職員欠如減算を行わずに不正に報酬を請求した。
- ② 少なくとも平成30年3月から平成31年2月までの間、サービス管理責任者以外の者が共同生活援助計画を作成していたにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を行わずに、不正に報酬を請求した。
- ③ 利用者1名につき、少なくとも平成29年10月31日以降、共同生活援助計画を作成していないにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を行わずに不正に報酬を請求した。
- ④ 夜間支援等体制加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず、加算を算定し、不正に報酬を請求した。
- ⑤ 令和2年12月1日から令和4年3月31日までの間、サービス管理責任者としての要件を満たさない者をサービス管理責任者として配置していたにもかかわらず、サービス管理責任者欠如減算を行わずに不正に報酬を請求し続けた。
- ⑥ 令和2年12月1日から令和4年3月31日に至るまでの間、配置要件を満たさない者をサービス管理責任者として配置し続け、その後も個別支援計画が未作成であったにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を行わずに、不正に報酬を請求し続けた。

(4) 虚偽報告（障害者総合支援法第50条第1項第6号）

- ① 監査時に平成30年10月時点の職員配置の実績報告を求めたところ、生活支援員の勤務時間数を実際の勤務時間数よりも長く記載した書類を本市に提出した。
- ② 令和3年度に実施した監査において、サービス管理責任者に関する虚偽の変更届の内容と整合性を図るため、実際には存在しない辞令書を作成し、本市に提出した。
- ③ 令和3年度に実施した監査において、サービス管理責任者に関する虚偽の変更届の内容と整合性を図るため、日報及びシフト表のサービス管理責任者の押印欄を修正液で上塗りしたうえで複写を行い、本市に提出した。
- ④ 令和3年度に実施した監査において、サービス管理責任者に関する虚偽の変更届の内容と整合性を図るため、利用者3名の重要事項説明書に記載されたサービス管理責任者の氏名及び押印を事実とは異なる職員の氏名で上書き、押印したうえで、本市に提出した。

(5) 法令違反（障害者総合支援法第50条第1項第9号）

- ① 共同生活援助と同一所在地かつ同一の管理者の下で一体的に運営する訪問介護（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）において、障害者総合支援法第50条第1項第3号、第4号、第5号、第8号に該当する違反行為が行われた。

(6) 不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第50条第1項第10号）

- ① 共同生活援助事業所のサービス管理責任者の遍歴の提出を求めたところ、事実とは異なる者の氏名を挙げて資料を作成し、令和3年11月26日に提出した。
- ② 共同生活援助事業所のサービス管理責任者について、事実とは異なる者の氏名を挙げて過去の日付で虚偽の変更届を作成し、令和3年11月26日に提出した。

Ⅱ. 多機能事業所もとみ（生活介護・就労継続支援B型）

(1) 人員基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号）

- ① 就労継続支援B型事業所において、少なくとも平成29年6月から平成30年9月までの間、職業指導員を配置していなかった。
- ② 平成30年4月1日から令和3年12月までの間、サービス管理責任者の要件を満たさない者をサービス管理責任者として配置していた。

(2) 運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）

- ① 少なくとも平成28年2月から平成30年7月までの間、一部利用者に対して個別支援計画を作成していなかった。
- ② 少なくとも平成27年5月から平成30年5月までの間、一部利用者に対してサービス管理責任者として配置していない者が個別支援計画を作成していた。
- ③ 平成30年4月から令和3年12月までの間、サービス管理責任者が行うべき業務（個別支援計画の作成に係る業務等）をサービス管理責任者の要件を満たさない者が行っていた。
- ④ 平成30年4月から令和3年12月までの間、全ての利用者について、配置要件を満たしたサービス管理責任者によって作成された個別支援計画が存在しなかった。
- ⑤ サービス管理責任者が行うべき業務（個別支援計画の作成に係る業務）をサービス管理責任者以外の者が行っていた。
- ⑥ 個別支援計画の内容について、一部利用者の同意を得ていなかった。
- ⑦ 管理者が従業者及び業務の一元的な管理や必要な指揮命令を行っていなかった。

(3) 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）

- ① 少なくとも平成28年2月から平成30年7月までの間、一部利用者に対して個別支援計画を作成していなかったにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を行わずに不正に報酬を請求し続けた。
- ② 少なくとも平成29年6月から平成30年9月までの間、就労継続支援B型事業所に

において職業指導員が配置されておらず、人員欠如の状態が継続していたにもかかわらず、人員欠如の減算を行わずに不正に報酬を請求し続けた。

- ③ 平成30年4月から令和3年12月までの間、配置要件を満たさない者をサービス管理責任者として配置し続けていたにもかかわらず、サービス管理責任者欠如減算を行わずに不正に報酬を請求し続けた。
- ④ 平成30年4月から令和3年12月までの間、配置要件を満たさない者をサービス管理責任者として配置し続け、その後も個別支援計画が未作成であったにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を行わずに不正に報酬を請求し続けた。

(4) 虚偽報告（障害者総合支援法第50条第1項第6号）

- ① 令和3年度に実施した監査において提出されたサービス管理責任者のタイムカードについて、手書きで上書された日時の中に、当該サービス管理責任者が物理的に出勤不可能な日時が含まれていた。
- ② 令和3年度に実施した監査において、サービス管理責任者に関する虚偽の変更届や遍歴に関する資料の内容と整合性を図るため、事実とは異なる内容の辞令書を作成し、提出した。

(5) 不正の手段による指定（更新）（障害者総合支援法第50条第1項第8号）

- ① 生活介護及び就労継続支援B型の指定更新申請にあたり、実際にはサービス管理責任者ではない者の氏名を挙げて令和3年4月に指定更新の申請を行い、不正に指定（更新）を受けた。

(6) 不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第50条第1項第10号）

- ① 生活介護及び就労継続支援B型のサービス管理責任者の遍歴の提出を求めたところ、事実とは異なる者の氏名を挙げて資料を作成し、本市に提出した。
- ② 生活介護及び就労継続支援B型事業所のサービス管理責任者について、事実とは異なる変更日、氏名を記載して虚偽の変更届を作成し、本市に提出した。
- ③ サービス管理責任者の労働条件通知書について、令和3年10月に本市に届け出した変更届と整合性を図るため、令和3年11月になって日付を遡ったうえで、勤務実態とは異なる内容で作成し直し、本市に提出した。
- ④ 元サービス管理責任者に対して、令和3年11月に本市に提出した資料と整合性を図るため、当該職員に対して口裏合わせを依頼する旨のメールを送付した。

Ⅲ. 訪問介護いろは（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）

(1) 人員基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号）

- ① 居宅介護等の提供に当たる従業者の員数が、常勤換算方法で2.5を満たしていなかった。
- ② 令和2年4月から令和4年1月までの間、サービス提供責任者がその責務を果たして

いないことを役員が認識していたにもかかわらず、訪問系サービスに従事せずに、役員
の指示により法人内の他サービス（多機能事業所もとみ：生活介護・就労継続支援B型）
の支援員として日中に勤務させ、専従要件を満たしていなかった。

- ③ 令和2年4月から令和4年1月までの間、本来のサービス提供責任者がその責務を果
たしていないことを役員が認識していたにもかかわらず、役員
の指示によりサービス提供責任者としての配置要件を満たさない者がサービス提供責任者の代わりを務めていた。

(2) 運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）

- ① 平成30年度の監査において、ほとんどの利用者の個別支援計画が未作成又は見直し
が行われていなかった。
- ② 令和3年度の監査において台帳を確認できた全ての利用者について、個別支援計画が
未作成又は計画の見直しが行われていなかった。
- ③ 平成30年3月に作成されたとする個別支援計画が、サービス提供責任者以外の者によ
って作成されていた。
- ④ 令和元年10月に作成されたとする個別支援計画が、サービス提供責任者以外の者によ
って作成されていた。
- ⑤ 令和元年に作成されたとする5名の個別支援計画について、サービス提供責任者以外
の者が本人への説明を行っていた。
- ⑥ サービス提供責任者が行うべき業務を行っておらず、責務を果たしていなかったにも
かかわらず、サービス提供責任者以外の者がサービス提供責任者の業務に携わっていた。
- ⑦ 管理者が、従業者及び業務の一元的な管理や必要な指揮命令を行っていなかった。

(3) 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）

- ① サービス提供責任者が、個別支援計画の作成等の本来行うべき業務を行わず、その責
務を果たしていないことを役員が認識していたにもかかわらず、法人内の他サービス（多
機能事業所もとみ：生活介護・就労継続支援B型）の支援員として勤務させるとともに、
何ら改善することなく、この者がサービス提供責任者であるとしてサービスの提供を続
け、不正に請求し続けた。

(4) 不正の手段による指定（更新）（障害者総合支援法第50条第1項第8号）

- ① サービス提供責任者が、個別支援計画の作成等の本来行うべき業務を行わず、その責
務を果たしていないことを役員が認識していたにもかかわらず、法人内の他サービス（多
機能事業所もとみ：生活介護・就労継続支援B型）の支援員として勤務させるとともに、
何ら改善することなく、この者がサービス提供責任者であるとして、令和3年4月に指
定更新の申請を行い、不正に指定（更新）を受けた。

(5) 法令違反（障害者総合支援法第50条第1項第9号）

- ① 訪問介護いろはと同一所在地かつ同一の管理者の下で一体的に運営する一般社団法人

ずいおう（共同生活援助）において、障害者総合支援法第50条第1項第3号、第4号、第5号、第6号、第10号に該当する違反行為が行われた。

IV. 訪問介護いろは（移動支援：地域生活支援事業）

- (1) 本件事業所が指定障害福祉サービス事業者の指定取消しを受けることにより、奈良市移動支援事業実施要綱第14条第2項の規定に該当しなくなったため。

6. 事業者に対する経済上の措置

不正に請求し、受領していた介護給付費及び訓練等給付費の返還を求めるほか、障害者総合支援法第8条第2項の規定により、当該返還金額に100分の40を乗じて得た加算額を請求します。

(1) 不正請求額

【訓練等給付費】

①共同生活援助	25,282,353円
②生活介護	23,919,708円
③就労継続支援B型	17,558,091円

【介護給付費】

①居宅介護	18,031,043円
②行動援護	770,670円

(2) 加算金額 34,224,746円